

第3章 災害応急対策

第1節 本部運用計画 (総務班)

1 体制及び参集基準

災害が発生した場合や発生するおそれがある場合の体制及び参集基準は、次に示すとおりです。ただし、町長（町本部長）は、災害の種類、状況等に応じて、特定の部課（班）に対する体制の指示や、種類の異なる体制を指示することができます。

災害警戒本部・災害対策本部 本部長及び各級責任者の代行順位 参集基準一覧表

本部区分	体制	災害警戒本部	災害警戒本部	災害対策本部	代行順位等
	準備体制	第1警戒体制	第2警戒体制	非常体制	
責任者	危機管理監			本部長	①副町長 ②危機管理監 ③教育長 ④建設部長
副責任者	建設部長			副本部長	※本部長の代行順位を引き継ぐ
配備体制	時間内	総務課、農林課、まちづくり推進課、建設課、福祉課、子育て支援課、保健センター 各1名	総務課、総合政策課、福祉課、子育て支援課、保健センター、環境生活課、農林課、まちづくり推進課、建設課、学校教育課、生涯学習課 各2名程度	総務課 全員、総合政策課、税務課、住民課、福祉課、子育て支援課、保健センター、環境生活課、農林課、まちづくり推進課、建設課、学校教育課、生涯学習課 各1/2	全職員
	時間外	宿日直 1名	宿日直 1名、総務課、建設課 各2名程度 民生部 1名	宿日直1名、総務課、総合政策課、住民課、福祉課、子育て支援課、保健センター、環境生活課、農林課、建設課、学校教育課、生涯学習課 各2名以上	
消防団	本部分団		本部分団 該当分団	全消防団員 (本部分団除く)	
参集基準	風水害・雪害	・大雨注意報が発表された場合 ・洪水注意報が発表された場合 ・大雨警報（土砂災害）の警戒レベル2が発表された場合 ・台風接近情報その他準備体制をとるべき情報が発表された場合 ・大雪注意報が発表された場合	・大雨、洪水、暴風警報のいずれかが発表された場合 ・大雨警報（土砂災害）の警戒レベル3が発表された場合 ・大雪、暴風雪警報のいずれかが発表された場合 ・町長が必要と認めた場合	・大雨、洪水、暴風警報の全てが発表された場合 ・台風接近情報その他警戒体制をとるべき情報が発表された場合 ・大雪、暴風雪警報の両方が発表された場合 ・局地的な被害の発生が予測される場合 ・町長が被害発生危険性を勘案し、必要と認めた場合	・大雨警報（土砂災害）の警戒レベル4が発表された場合 ・記録的短時間大雨情報が発表された場合 ・災害が発生し又は発生の危険性が切迫し、町内の広範囲にわたって大規模な被害が予想された場合 ・町長が必要と認めた場合 ・特別警報が発表された場合
	地震	・南海トラフ地震臨時情報※（調査中）（調査終了） ※本編4-4「3 町の体制」を参照	・震度4	・震度5弱 ・南海トラフ地震臨時情報※（巨大地震注意） ※本編4-4「3 町の体制」を参照	・緊急地震速報が発表された場合 ・震度5強 ・南海トラフ地震臨時情報※（巨大地震警戒） ※本編4-4「3 町の体制」を参照
	原子力	・県から警戒事態に該当する事象（自然災害を含む）の発生連絡があった場合 ・町内で核燃料物質等の事業所外運搬中の事故発生連絡があった場合 ・町長が必要と認めた場合	・県から、施設敷地緊急事態に該当する事象の発生連絡があった場合 ・町内における核燃料物質等の事業所外運搬中における特定事象（原災法第10条第1項に規定する事象）の発生連絡があった場合 ・町長が必要と認めた場合	・県から、施設敷地緊急事態に該当する事象の発生連絡があった場合 ・町内における核燃料物質等の事業所外運搬中における特定事象（原災法第10条第1項に規定する事象）の発生連絡があった場合 ・町長が必要と認めた場合	・県の地域の一部が原災法第15条第2項に規定される原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域となった場合 ・上記の場合以外に、対象とする原子力事業所において全面緊急事態に該当する事象が発生した旨の連絡があった場合 ・町長が必要と認めた場合
	突発事故等		・町長が必要と認めた場合	・町長が必要と認めた場合	・町内で航空機事故、大規模建物火災、大規模林野火災、集団救急事案が発生した場合 ・Jアラートが作動した場合

注1 消防本部の参集人員は、消防本部の規定による。

注2 大野町消防団員は、原則として職務を優先するが、状況に応じて対応する。

注3 第1、2警戒体制の配備体制は、危機管理監（責任者）の判断で増減できる。

注4 本部体制と配備体制について、町長が状況・被害確認して、必要に応じて弾力的な運用をすることができる。

- | | |
|---|---------------------|
| ☐ 災害警戒本部・災害対策本部運用（風水害等） | 災害対応マニュアル編 M3-01-01 |
| ☐ 災害警戒本部・災害対策本部運用（地震） | 災害対応マニュアル編 M3-01-02 |
| ☐ 災害警戒本部・災害対策本部運用（原子力災害） | 災害対応マニュアル編 M3-01-03 |
| ☐ 災害警戒本部・災害対策本部運用（突発事故等） | 災害対応マニュアル編 M3-01-04 |

2 本部開設の場所

町本部は、原則として大野町役場内に設置しますが、必要に応じ、被災現地等に設ける場合があります。被災現地等に本部を開設する場合は、学校、公民館等の公共施設を利用し、できる限り県災害対策本部、現地災害対策本部等と同じ施設内に設けます。

3 本部員会議

大規模災害が発生した場合や発生するおそれがあり、町本部長が必要と判断した場合、本部員会議を開催し、災害対策本部の体制、職員動員、現地指揮、災害救助法関連事項、災害の防除（拡大防止）対策、交通・通信等、総合的な実施が必要な対策の調整・推進等について、協議を行います。

◆町本部員の身分証明

資料編 S3-01-01

4 本部開設等の通知

町本部の開設、廃止、配置（変更）等を決定したときは、総務班から、町本部各部班、防災会議委員所属機関、県支部（総務班）、奉仕団等の機関に通知します。

◆体制等の伝達系統

資料編 S3-01-02

◆本部設置の報告先

資料編 S3-01-03

5 関係機関との連携

町本部は、災害の状況等に応じて、国・県はもとより、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等と緊密に連携し、情報の収集・伝達・共有化を図ります。また、町は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡します。また、必要に応じて、関係機関から連絡要員を受け入れます。

また、災害情報を一元的に把握し、県や関係機関等と共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努めます。

◆災害時連絡先一覧

資料編 S3-01-04

第2節 動員計画 (関係各班)

1 動員の方法

町本部の各部長は、分担する災害対策等のために動員が必要な場合、各部において、それぞれ部員を動員します。動員の系統、部員の動員順序、連絡方法については、各部において、あらかじめ具体的に計画しておきます。なお、町本部における動員可能者数は、各班在籍者とします。

□要員の動員・確保

災害対応マニュアル編 M3-02-01

2 職員の心得と退庁時における動員の伝達

町本部職員は、気象状況や消防・水防信号等に常に注意するとともに、災害の発生を承知した場合や発生が予想されるときは待機するとともに、必要に応じ速かに登庁します。

夜間・休日等に災害の発生の通報を受けた場合、宿日直者は、速やかに危機管理監（または町長、副町長、総務部長、総務課長）に連絡して判断を仰いだ後、災害の規模や状況等を踏まえて、必要な職員を動員します。

◆職員動員の伝達系統

資料編 S3-02-01

3 消防部の動員

消防部の動員には、電話または町防災行政無線（屋外スピーカ）を使用します。

4 人員の確保体制の整備

災害応急対策を実施していくために必要な要員を確保するため、奉仕団の受入れ、作業員の雇用等についての確保体制を整備します。

◆強制従事命令による要員確保

資料編 S3-02-02

5 応援の要請

各班の災害応急対策にあたって職員が不足するときは、各部内において、余裕のある班から応援します。部内での応援でも不足するときは、連絡員を通して、総務部に職員の応援を要請します。町本部内における応援でなお不足する場合、総務部は、県支部総務班（教職員の場合は教育班）に動員等の要請を行います。

第3節 奉仕団の編成及び活動計画 （総務班、福祉班、社会福祉協議会）

1 奉仕団の編成

奉仕団は、各団体別に編成してそれぞれの名称を付し、平常時の組織等を考慮して、災害奉仕活動の実態に即した編成とします。

災害救助法が適用されるような災害が発生し、地域における各奉仕団の総合協力を必要とする場合は、町本部長の要請により、各奉仕団の編成にかかわらず、大野町災害対策本部地域奉仕団（以下「地域奉仕団」という。）を編成します。

2 町本部に所属する奉仕団

町本部に所属する奉仕団としては、赤十字奉仕団（団長は委員長）があります。

◆奉仕団

資料編 S3-03-01

3 奉仕作業

奉仕団は、主として、炊き出し等の災害救助、清掃・防疫、災害対策用物資の輸送・配分、地域ごとの災害活動への協力、軽易な事務補助等の作業を行います。

4 奉仕団の動員

奉仕団の動員要請は、民生部において、各部の協力を得て行います。奉仕団の奉仕を受けた班は、奉仕団の名称、人員・氏名、作業内容、期間等を記録保管するとともに、事前にその概要を本部連絡員室に報告します。

第4節 ボランティア活動 (総務班、福祉班、社会福祉協議会)

1 町の活動

町は、活動拠点となる施設の確保と感染症対策の徹底、必要な情報機器・設備等の支援を行い、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有、把握します。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、町主導により片付けごみなどの収集運搬を行うように努めます。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の活動環境について配慮します。

また、必要に応じて県（危機管理部、環境生活部、健康福祉部）及び県社会福祉協議会と連携して、被災地におけるボランティアニーズを把握するとともに、必要とするボランティア活動の内容・人数等について、報道機関等の協力を得て全国へ情報提供し、参加を呼びかけます。

□ボランティア活動の受け入れ・活動支援

災害対応マニュアル編 M3-04-01

2 大野町社会福祉協議会の活動

大野町社会福祉協議会は、必要と認められる場合、災害ボランティアセンターを設置し、被災地におけるボランティア活動への支援を行います。

また、必要に応じて県及び県社会福祉協議会と連携するとともに、被害が甚大で全国的な災害救援活動の必要がある場合は、全国社会福祉協議会に対して支援を要請します。

3 専門分野のボランティア関係機関の活動

救出、消火、医療、看護、介護等の専門知識・技術を要するボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が、関係機関と連携を密にし、受入、派遣に係る調整等を行います。

第5節 災害派遣要請計画 (総務班)

1 国に対する応援要請

町本部長は、災害応急対策または災害復旧のために必要であると判断した場合は、指定地方行政機関の長に対して当該機関の職員の派遣を要請し、県知事に対して指定行政機関または指定地方行政機関の職員の派遣の斡旋を要請します。

2 県に対する応援要請

町は、必要に応じ、県（総務部、危機管理部、商工労働部、県土整備部）に対して緊急消防援助隊の出動要請を依頼します。

3 他市町村に対する応援要請

町本部長は、応急措置の実施のために必要であると判断した場合は、災害対策基本法第67条や「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」、岐阜県広域消防相互応援協定、消防相互応援協定等に基づいて、他市町村に応援要請を行います。

4 応援職員の派遣及び受入に際しての感染症対策

県（総務部、危機管理部、商工労働部、県土整備部）及び町は、応援職員を他団体へ派遣する場合又は他団体から受け入れる場合には、応援職員に対し、派遣期間中の感染症対策及び派遣期間前後における体調確認の実施を徹底させるとともに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮します。

第6節 自衛隊派遣要請計画 (総務班)

1 町本部長の要請による自衛隊派遣

災害が発生し、人命又は財産の保護のために必要であると判断される場合、町本部長は、県知事に対し、自衛隊法第83条第1項の規定によって、自衛隊の派遣要請を求めることができます。要請を行った場合、町本部長は、必要に応じ、自衛隊に対して、その旨及び町内の災害の状況を通知します。

自衛隊法に基づく県知事への派遣要請を求めることができない場合は、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知して部隊の派遣を促すとともに、その旨を県知事に通知します。

なお、自衛隊は、災害の発生状況から判断して、特に緊急を要する場合、要請を待たず部隊等を派遣することができます。

◆自衛隊派遣要請方法

資料編 S3-06-01

◆自衛隊派遣要請窓口

資料編 S3-06-02

2 自衛隊の活動

派遣された自衛隊の部隊（以下「派遣部隊」という。）は、被害状況の把握、避難援助、遭難者等の搜索救助、水防活動、消防活動、道路・水路の啓開、応急医療・救護・防疫、通信支援、人員・物資の緊急輸送、給食・給水、入浴支援、救援物資の無償貸付・譲与、危険物の保安・除去等の活動を行います。

3 町本部の体制

町本部における派遣部隊の総括担当は総務部、直接的な活動及び関連事項については依頼した部（以下「事業主管部」という。）とします。派遣部隊が派遣されたときは、総務部は、派遣部隊に関わる実務を事業主管部に引き継ぎ、派遣期間が終了したときは、その実務を事業主管部から総務部に引き継ぎます。派遣部隊と事業主管部等との連絡のため、総務部または関係機関の職員の中から連絡員を指定します。

4 町本部の計画準備

町本部長は、他の防災関係機関と協力し、自衛隊の作業が効率的に実施できるよう万全の受け入れ体制を整備します。特に、緊密な連絡体制の構築、作業計画及び資機材の準備、宿泊施設等の準備については十分に留意します。また、住民等は、派遣部隊の作業を傍観するのではなく、積極的に作業に協力します。

5 県警の協力

総務部は、自衛隊の円滑な派遣を実現する上で必要であると判断される場合、県本部（消防防災班）を通じて県本部警察部（警備第二班担当）と協議し、白バイ、パトロールカー等による派遣部隊の先導を依頼します。

6 要請事項の変更、撤収

町本部は、派遣にあたって要請した事項を変更する必要がある場合は、直ちに県本部消防防災班に連絡します。

自衛隊が災害派遣の目的を達したときは、町本部長は、県本部に対し、自衛隊の撤収要請を文書にて速やかに依頼します。また、派遣部隊が派遣期間の活動を終了したときは、町本部長が派遣部隊の指揮官と協議して帰隊措置を講じます。

第7節 災害通信計画 (総務班、総合政策班)

1 通信手段

被害状況等の報告、各種情報の伝達・周知にあたっては、通信の被害状況等を勘案し、有線通信施設（一般加入電話、重要加入電話、警察電話）、無線通信施設（大野町防災行政無線、岐阜県防災情報通信システム電話、警察無線電話、西日本電信電話（株）無線電話、防災相互通信無線、非常無線通信、衛星通信）、電報、急使、文書等の中から、適切かつ実情に即した通信手段を選択します。

災害時の救援、復旧や公共の秩序を維持するために必要な重要通信を確保できるよう、あらかじめ災害時優先電話に指定されている電話は、災害時においても優先的に通話を利用することができます。

◆災害通信計画	資料編 S3-07-01
◆町無線施設	資料編 S3-07-02
◆岐阜県防災情報通信システム系統図	資料編 S3-07-03

第8節 災害情報計画 (総務班、総合政策班、関係各班)

1 気象警報等の取扱

気象庁（岐阜地方気象台）が発表した気象予警報は、県本部及び町本部を経由して、各部班ならびに関係機関に伝達されます。住民等に対しては、町本部から大野町防災行政無線（戸別受信機を含む。）により、あるいは、報道機関等の協力を得て、伝達します。特に、特別警報が発表された場合は、直ちに住民等に伝達します。

岐阜地方気象台と県が、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難情報の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける土砂災害警戒情報を発表します。土砂災害警戒情報は、危険な場所から全員が避難することが必要とされる警戒レベル4に相当し、情報が発表されたときや、警戒レベル5に相当する「災害切迫」の格子が出現するときは、住民等に伝達します。

県から火災警報に関する気象条件の伝達を受けたときは、町地域の火災条件等を考慮し、必要に応じて火災警報を発表・解除します。火災警報を発表した場合、町本部は、放送等によって住民等々に周知徹底します。土砂災害警戒情報が発表されたときや、警戒レベル5に相当する「災害切迫」の格子が出現するときは、住民等に伝達します。

なお、気象注意報発表時等、災害の発生が予想される気象状況の場合、町本部は、警察、揖斐土木事務所、水防管理団体等との連絡を密にするとともに、ラジオ、テレビ、岐阜県砂防課ホームページ「ぎふ土砂災害警戒情報ポータル」等に留意して的確な気象状況の把握に努め、必要に応じて住民等への周知徹底に努めます。

◆気象警報等の種類	資料編 S3-08-01
◆警報発表基準	資料編 S3-08-02

◆大雨警報・洪水警報の危険度分布等	資料編 S3-08-02 i
◆早期注意情報（警報級の可能性）	資料編 S3-08-02 ii
◆防災気象情報と警戒レベルの関係	資料編 S3-08-02 iii

2 地震情報等の受理伝達

地震情報や震度情報、地震活動に関する解説情報等を受理したときは、防災行政無線、広報車等によって住民等に伝達するとともに、必要に応じて、避難情報の措置を講じます。緊急地震速報を受信した場合は、地域衛星通信ネットワーク、防災行政無線（戸別受信機を含む。）を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、住民等への迅速かつ的確な伝達・周知に直ちに努めます。

東海地震に関する警戒宣言及び地震予知情報が発表された場合は、住民等に対して緊急広報を実施し、地震予知情報等の内容、避難対象地区への避難情報の内容、住民等がとるべき行動、交通規制の実施状況を周知します。

□東海地震に関連する情報発表時の対策	災害対応マニュアル編 M3-08-01
◆警報等の伝達	資料編 S3-08-03
◆地震情報に関連する情報伝達	資料編 S3-08-04
◆地震警戒宣言・予知情報の伝達	資料編 S3-08-05
◆東海地震に関連する住民への情報伝達	資料編 S3-08-06
◆地震に関連する情報発表時の広報事項	資料編 S3-08-07
◆東海地震に関する情報発表時の消防対策措置	資料編 S3-08-08
◆東海地震に関する情報発表時の水防予防措置	資料編 S3-08-09

3 直接即報

火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）の即報基準に該当する火災・災害等を覚知した場合、第一報を県に速報します。また、消防庁にも原則覚知後30分以内で可能な限り早く報告します。消防庁長官から要請があった場合は、第一報後も引き続き消防庁に報告を行います。

さらに、震度6弱以上の地震を観測した場合（総務省から必要に応じて報告を求められた災害も含む。）は、総務省が別に定める方法等により、県へ報告します。

◆消防庁報告先	資料編 S3-08-10
◆直接即報の系統図	資料編 S3-08-11

4 地震災害直後の被害の第1次情報等の収集

災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、自主防災組織や自治会、消防団員、警察活動協力員等の協力を得ながら、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたります。

町本部は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を把握できた範囲から直ちに県（各部局、教育委員会）へ連絡します。通信の途絶等により県（各部局、教育委員会）に連絡できないときは、直接消防庁に連絡します。119番通報が殺到する状況についても、県（各部局、教育委員会）に報告するとともに直接消防庁にも報告します。

5 被害状況の調査報告

被害状況等に関する情報の調査収集については、住家等一般被害、社会福祉施設、医療衛生施設、水道施設、商工業・観光施設、農業、林業、土木関係、教育関係等に区分し、担当する各部班が協力機関の協力を得て実施します。収集した情報は取りまとめ、町本部、県支部を経由して県本部に報告します。また必要に応じて、収集した被災現場の画像情報を官邸及び政府本部を含む防災関係への共有を図ります。町は、災害時の迅速な把握のため、安否不明者、行方不明者、死者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行います。

被害状況等の調査報告にあたっては、人的被害（行方不明者の数を含む。）と直接つながる被害を他の被害に優先して行うとともに、建築物の被害、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集・報告します。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、町区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めます。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など登録の対象外の者は直接又は必要に応じて外務省を通じて在京大使館等）又は都道府県に連絡します。

□情報収集・連絡体制	災害対応マニュアル編	M3-08-02
◆被害状況の調査責任者	資料編	S3-08-12
◆救助の報告を要する事項・内訳	資料編	S3-08-13
◆被害状況等の報告系統	資料編	S3-08-14
◆住家等の一般被害状況調査方法	資料編	S3-08-15
◆被害程度の判定の基準	資料編	S3-08-16
◆商工業・観光施設の被害状況調査方法	資料編	S3-08-17
◆農業の被害状況調査方法	資料編	S3-08-18
◆林業の被害状況調査方法	資料編	S3-08-19
◆教育関係施設の被害程度判定及び用途別区分の基準等	資料編	S3-08-20

6 広報活動

災害に関する各種情報の総括的な取りまとめ、及び、報道機関、県機関、町地域内の各機関、住民等に対する広報活動は、総務班・総合政策班が担当します。総務班は、各部班が取りまとめた被害状況等の情報をもとに、広報担当者を現地に派遣し、災害現場写真撮影、町地域内で撮影された写真の収集等、災害現場の資料を収集します。また、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対しても、資料・情報提供等の協力を求めます。

広報にあたっては、災害状況や被害情報だけでなく、避難に関する情報（避難所、避難情報）、応急対策活動の状況、生活支援に関する情報等、被災者のニーズに応じたきめ細やかな情報を提供します。情報の混乱を避けるため、関係機関と十分に連携を保つとともに、被災者のおかれている生活環境、居住環境が多様であることをかんがみ、「広報おおの」、広報車、各区設置の掲示板等への掲示、防災行政無線（戸別受信機を含む）、アマチュア無線、Lアラート（災害情報共有システム）、インターネット、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等のあらゆる伝達手段を複合的に活用し、住民等に周知徹底します。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとします。併せて、要配慮者・避難行動要支援者や広域避難者、在日外国人、訪日外国人にも配慮して広報を行います。

特に外国人に対しては、多言語化による災害情報の発信に配慮します。

県は、要救助者の迅速な把握による救助・捜索活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、県が定める手順に従い、町と連携の上、安否不明者、行方不明者、死者の氏名等を公表します。町は、町域内で安否不明者・行方不明となった者について、正確な情報の収集に努め、県に協力します。

□災害広報

災害対応マニュアル編 M3-08-03

7 情報の共有化

町は、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段の整備により、多様な災害関連情報等の収集体制を整備し、情報の共有を図るとともに、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うため、関係機関相互での連絡手段・体制を確保して緊密な連絡を図ります。また、必要に応じて、連絡調整のために職員の相互派遣・受入を行う一方、相互に情報提供や意見表明を行います。

8 情報の整理

町等は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かします。また、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築を推進します。

第9節 災害防除計画

第1項 大野町水防計画 (総務班、消防部)

1 水防組織の編成

水防警報が発令された場合、消防団は、同警報が解除となるまで水防団を編成し、待機します。水防団の統轄並びに円滑な水防活動を図るため、水防本部は、大野町役場内に設置します。水防本部は、常に関係各機関と密接なる連絡をとり、水防態勢の万全を期します。なお、水防団の担当区域は、大野町全域とします。

また、町は、東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合、災害発生後の水災等に備え、水防対策活動を実施します。

2 非常配置

町本部長は、次表の段階に至った場合には、直ちに常時勤務から水防態勢へと切り替え、団員等を非常配置につかせます。

段階	配置基準	活動内容
第1段階 (準備)	①揖斐川、根尾川の水位が氾濫注意水位に達したとき。 ②揖斐川、根尾川の水位が水防団待機水位に達し（三水川、花田川の水位が上昇し）、なお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測されるとき。 ③気象予報、洪水予報、水防警報等により洪水の危険が予想されるとき。	◎町本部長は、本部連絡員を招集し、また水防団長へ出動準備を指示します。 ◎水防団長は出動準備の指令を受けた場合、直ちに各水防班長を通じ、水防団員を自宅待機させます。
第2段階 (出動)	①揖斐川、根尾川の水位が出動水位に達したとき。 ②揖斐川、根尾川の水位が氾濫注意水位に達し（三水川、花田川の水位がさらに上昇し）、なお上昇のおそれがあり、かつ出動を要すると認めたとき。	◎本部は、町防災行政無線等により、水防団員の出動を要請します。 ◎水防団長は各水防班長を通じ、直ちに水防団員を出動させ、本部長の指示に従って水防団を指揮します。 ◎各水防班は水防区域の監視及び警戒の厳にし、既往の被害箇所、水衝部その他特に特に重要な箇所を中心として、堤防の表、裏、天端の班に分かれて巡回します。異常が発生した場合は直ちに本部長に報告し、水防作業を開始します。
第3段階 (解除)	①揖斐川、根尾川が氾濫注意水位以下となり（三水川、花田川の水位が低下し）、水防作業の必要がなくなったとき。	◎水防活動の終了を通知するとともに、常時勤務に切り替えます。 ◎団長は、班長に人員、諸資材の点検、整備を行なわせた後、水防態勢を解除します。

3 水防工法及び資材

水防団は、水防工法については、県水防隊揖斐支部隊長（揖斐土木事務所長）の指揮を受けるか、支部の指示によって行います。水防資材は、町内各水防庫に保管中のもののほか、必要に応じて、揖斐川水防事務組合が保有するものを借り上げたり、転用したりします。また、町本部長は、状況に応じて、直ちに人員、資材の輸送に応じられるよう準備します。

4 警戒区域の設定及び避難

水防活動上必要がある場合、町本部長又は団長は、警戒区域を設定し、立ち入りを禁止・制限、その区域内の住民等に対して水防活動に従事するよう伝達します。

洪水等により著しく危険が切迫していると判断される場合、町本部長は、立ち退きを指示します。なお、避難判断の基準となる水位は、河川管理者から提供される洪水予報等の通知より取得します。

□水防計画	災害対応マニュアル編	M3-09-01
◆水害に関する警戒すべき区間・箇所	資料編	S3-09-01
◆避難情報の対象となる避難すべき区域	資料編	S3-09-02
◆水害に関する避難情報の発令基準	資料編	S3-09-03
◆水害に関する避難情報の伝達方法	資料編	S3-09-04

5 浸水想定区域内の要配慮者利用施設への情報伝達

洪水時において、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設に伝達する情報は、洪水予報、水防警報、避難情報とします。

6 既存ダムの事前放流時の情報共有

既存ダムの洪水調節機能強化のため、治水協定に基づき、ダムの事前放流を実施する態勢に入ると場合には、ダムの貯水位、流入量、放流量や、気象情報、下流河川水位等の情報を河川管理者、ダムの管理者、関係利水者及び関係地方公共団体との間で情報を共有します。

第2項 雪害対策 (総務班、建設班)

町は、関係機関と連携し、降雪及び除雪等に関する情報を収集連絡するとともに、それらの情報を住民に対して周知徹底します。

道路管理者は、降雪予測等から通行規制範囲を広域的に想定し、できるだけ早く通行規制予告を発表します。発表の際には、情報が入手しやすいよう、多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示します。また、降雪予想の変化に応じて、予告内容の見直しを行います。

道路管理者及び地方整備局、地方運輸局等を中心とする関係機関は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めます。

第3項 大野町消防計画 (総務班、消防部)

1 消防組織の編成

消防団本部は、大野町役場もしくは災害現地等に設置します。災害発生時の本部要員の差し出しについては、でき得る限り班長以上の指揮する要員隊を派遣します。

また、町は、東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合、災害発生後の火災等に備え、消防対策活動を実施します。

2 出動

住民等の生命、身体及び財産に被害を及ぼす災害が発生した場合は、消防団を出動して、出火、延焼の防止、迅速な被災者の救出・救助等の活動を行います。特に、災害発生後の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助のための活動に人的・物的資源を優先的に配分します。

火災以外の災害によって出動し、各計画で定められていないときは、団長の命令により出動します。

分団長は、担当地域内において災害が発生した場合、責任をもって報告と臨機の処置にあたります。消火活動終了後、分団長は、活動の概要、人員機械器具の異常の有無等、火災詳報資料を速やかに報告します。

□消防計画

災害対応マニュアル編 M3-09-02

3 二次災害の防止

大規模地震が発生した場合は、倒壊物の飛散による被害の防止やライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置をとります。

4 警備

警備は、町内若しくは隣接地域に発生した天災地変、重要犯罪、その他警戒を必要とする場合に発令します。警備は、警察署長の要請により発令することがあるとともに、警察署及びその他の団体の応援を求めることができます。警備中は、電話、伝令等の通信手段によって連絡を密にし、状況等について情報交換・伝達を行います。警戒線を設定した場合は、通過するものの氏名、服装、所持品、人相、行先等を記録するとともに、警察権を必要とする場合は、直ちに警察官に連絡して適切な処置を行います。

5 活動における感染症対策

災害現場で活動する各機関は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底します。

6 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策に努めます。消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請します。

第4項 林野火災対策 （総務班、農林班、消防部）

1 火災警報発令時の措置

火災警報が発令された場合、町及び林野の所有者（管理者）は、山林・原野において火入れをしない、煙火を消費しない、屋外においてたき火をしない等、火の使用を制限します。

第5項 急傾斜地崩壊危険区域、土石流発生危険箇所災害防止対策計画 （総務班、農林班、建設班）

1 情報の収集及び伝達

災害が発生した場合、あるいは、気象条件等から災害発生のおそれがある場合、町本部長（町長）が任命した連絡係は、急傾斜地崩壊危険区域内及び土石流発生危険箇所の状況について常に注意を払い、異常を認めたときは直ちに総務班に連絡します。

2 予警報の発令等

町本部（総務班）は、連絡係から通報を受けた場合、あるいは、現場の状況等により崩壊等の危険があると判断される場合には、該当危険区域内及び危険箇所に居住する者に、直ちに電話又は伝令を通じて周知徹底するとともに、避難体制を取らせます。

3 二次災害の防止

大規模地震が発生した場合、町は、急傾斜地崩壊危険区域や土石流発生危険箇所の巡視やパトロールを重点的に実施するとともに、必要に応じて、二次災害防止のための応急措置を講じます。

第6項 危険物等災害対策 （総務班、消防部）

1 二次災害の防止

町は、地震による危険物施設等における二次災害を防止するため、必要に応じて、施設の点検や応急措置、関係機関との相互協力等を実施します。

第7項 大規模停電対策 (総務班、関係各班)

1 広報

町は、県や電気事業者とともに、住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に体制を整えるほか、住民等に役立つ次の情報を、ホームページやSNS等により提供します。提供にあたっては、多言語で実施するなど、外国人に対して十分に配慮します。

- ・停電及び停電に伴う災害の状況
- ・関係機関の災害応急対策に関する情報
- ・停電の復旧の見通し
- ・避難の必要性等、地域に与える影響
- ・携帯電話等の充電可能な施設等の情報
- ・その他必要な事項

2 応急対策

町は、大規模かつ長期停電の状況に応じて活動体制を整え、関係機関と連携を取り、応急対策を実施します。また、復旧計画等の情報共有を図ります。

3 通信機器等の充電

町及び防災関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有している被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源及び民間事業者等と連携して充電機器等の提供に努めます。

第10節 被災者救助保護計画、動員計画 (関係各班)

1 災害救助法の適用

災害が一定規模以上でかつ応急的な救助を必要とする場合は、災害救助法（昭和22年法律第118号）を適用し、災害にあった者の保護と社会秩序の保全を図ることが必要となります。

町長は、災害により災害救助法を適用する必要があると認めた場合、県知事に対して、その旨を要請します。県知事は、市町村長の要請に基づき必要があると認めた場合、災害救助法を適用します。

また、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について、県と意見交換を行うとともに、事務委任制度などの積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行います。

◆災害救助法適用基準

資料編 S3-10-01

2 被災者台帳及び罹災証明書

町は、県が実施する住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の自治体向け説明会を受け、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、被災者に罹災証明書を交付します。住家等の被害の程度を調査する際は、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施します。

被災者台帳の作成は住民班、罹災証明書の発行は、税務班が担当します。証明書の発行は、町本部または現地連絡所において行います。なお、台帳は、関係各部と連絡を密にし、的確に作成します。また、被災者者台帳の作成にデジタル技術を活用するように積極的に検討します。

□罹災証明書の発行等

災害対応マニュアル編 M3-10-01

3 避難計画

災害が発生した場合や発生するおそれがある場合において、住民等の生命・身体の保護や災害の拡大防止に特に必要があるときは、町長は、必要と認める地域の住民等に対して、避難のための立ち退きを指示します。また町は、安全な場所に移動する「立退き避難」が避難行動の基本であるものの、洪水等に対しては、ハザードマップ等を確認し、自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域に存していないこと、浸水しない居室があること、一定期間浸水することにより生ずる可能性がある支障を許容できることなどの条件を満たしていると住民等自身が判断する場合は、「屋内安全確保」を行うことができることを踏まえ、住民等に周知します。

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、町長は、必要と認める地域の必要と認める居住者に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への避難、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待機その他緊急に安全を確保するための措置を指示することができます。（災対法第60条第3項）

災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、指示等を行う判断を被災地近傍の町有施設等で行うなど、適時適切な避難誘導に努めます。緊急を要する場合等については、現地で活動している消防部員等が、直接、避難情報を行います。

町本部、県本部、県支部、警察署・交番、各区長は、避難情報を行った場合、あるいは、避難情報を承知した場合は、相互に通知・連絡します。また、関係の各機関は、避難情報を行った場合、あるいは、避難情報を承知した場合、防災行政無線、広報車、町配信メール、信号等の方法により、地域住民等に周知徹底します。避難地域が広域に及び徹底が困難な場合、町本部は、直ちに県本部に要請し、ラジオ、テレビ放送を通じて避難情報を徹底します。避難措置の実施者は、危険の切迫性に応じて指示等の伝達文の内容を工夫すること、対象者を明確にすること、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民等の積極的な避難行動の喚起に努めます。

自主防災組織は、自らまたは町の指示、誘導により避難活動を実施します。

- ア 避難情報の地域内居住者等への伝達の徹底
- イ 避難時の携行品（食料、飲料水、貴重品等）の周知
- ウ 高齢者、傷病者、身体障がい者等の保護を要する者の介護及び搬送
- エ 防火、防犯措置の徹底
- オ 組織的な避難誘導、避難場所または避難所への受入れ

カ 地域内居住者の避難の把握

◆避難情報の行動基準	資料編 S3-10-02
◆警戒レベルと避難行動の関係	資料編 S3-10-02 i
◆避難の指示	資料編 S3-10-03
◆避難にあたっての留意事項	資料編 S3-10-04
◆自主防災組織による避難活動	資料編 S3-10-39

4 避難場所及び避難所の開設・運営

指定緊急避難場所及び指定避難所は、原則として、小中学校、公民館等、町区域内の公共施設を利用して、高齢者等避難の発令とあわせて開放します。開放にあたっては、災害の実態、道路やライフラインの状況等を考慮し、あらかじめ施設の安全性を確認したうえで、適切で安全な場所を選定します。既存建物を利用できないときは、被災地に近い空地等を利用して野外のテントによって仮設します。状況に応じて、社会福祉施設等を指定避難所として指定する等の要配慮者等に配慮した福祉避難所（二次避難所）の確保や、宿泊施設を避難所として借り上げる等の多様な避難所の確保について検討します。また、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合等は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則開設しないものとします。

町は、災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めます。

町は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めます。さらに、要配慮者の多様なニーズへの配慮や、感染症防止の観点から避難所の収容人数を考慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所を確保するよう努めます。

町は、指定避難所の運営が事前に定めた避難所運営マニュアル（在宅避難者への対応を含む）に従って行われるよう指導します。また、食事供与の状況、浄化槽の排水経路等を踏まえたトイレ・入浴施設等の設置・使用可能状況、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、感染症予防対策の実施状況、避難者の健康状態や指定避難所の安全性・衛生状態等の把握には、避難者、住民、自主防災組織のほか、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力を得られるように努め、適宜、必要な対策を講じるとともに、避難が長期化した場合等の精神的ストレス解消のため、被災者のこころのケアに努めます。さらに、避難所運営への女性の参画を推進して、女性や子育て家庭のニーズにも配慮した避難所の運営管理に努めます。必要に応じて、避難所への愛玩動物の受入スペースの設置も検討します。

町は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性や子供等の安全に配慮するよう努めます。また、県警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めます。

災害の規模、被災者の避難・受け入れ状況、避難の長期化等の状況によっては、ホテルや旅館等への移動を促します。そのため、要配慮者の多様なニーズへの配慮や、感染症防止の観点から避難所の収容人数を考慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めます。

町は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めます。

また、県との協力のもと、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅・空家等の利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等を通じて、避難者の健全な住生活の早期確保と避難所の早期解消に努めます。

町は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めます。

県及び町は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めます。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有します。

□避難所の開設	災害対応マニュアル編	M3-10-02
◆避難所の指定	資料編	S3-10-05
◆避難所・避難場所一覧	資料編	S3-10-06
◆野外仮設準備	資料編	S3-10-07

5 避難の誘導

町は、避難情報を発令するとともに、住民等が迅速かつ安全に避難できるよう、避難誘導にあたっては、避難所、避難路、災害危険箇所等の所在、防災気象情報、災害の概要その他の避難に関する情報提供に努めます。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨が予測されてから災害のおそれが無くなるまで、住民等に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めます。

6 炊き出し・食料供給計画

炊き出しは、学校教育班が実施します。原則として避難所施設において実施します。炊き出しの配分、輸送については、消防部に余裕があるときは消防部が担当します。

なお、被災者への食料等の供給にあたっては、孤立状態にある被災者、在宅避難者、応急仮設住宅等への避難者、所在が把握できる広域避難者、自宅や親戚・知人宅等の指定避難所以外に避難者に対しても、食料等が供給されるよう努めます。

また、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めます。

□食料の供給	災害対応マニュアル編	M3-10-03
◆炊き出し可能施設	資料編	S3-10-08
◆災害救助法に基づく食料供給実施基準	資料編	S3-10-09
◆食品衛生に関する留意点	資料編	S3-10-10

7 給水計画

被災地において飲料に適する水を得ることができない者に対しては、建設班が管理している18リットルポリ容器100個を使用して、水源地から現地まで飲料水を輸送し、給水を行います。

なお、被災者への飲料水等の供給にあたっては、孤立状態にある被災者、在宅避難者、応急仮設住宅等への避難者、所在が把握できる広域避難者、自宅や親戚・知人宅等の指定避難所以外に避難者に対しても、給水されるよう努めます。

□飲料水の供給	災害対応マニュアル編 M3-10-04
◆給水拠点所在地	資料編 S3-10-11
◆給水の優先順位	資料編 S3-10-12
◆災害救助法に基づく給水実施基準	資料編 S3-10-13
◆応急復旧の目標期間の設定	資料編 S3-10-14

8 物資の確保計画

県本部または県支部から物資の確保を指示された場合、福祉班は、農林班の協力を求め、指示条件に従って、町地域内または隣接町村において速やかに物資を確保（購入）します。生活必需品等の確保にあたっては、災害からの時間の経過や季節によって被災者のニーズが異なることに留意します。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮します。

県本部から送付を受けた物資、または、町本部において確保した物資は、大野町役場及び公民館で配分します。物資の配分を担当する物資係は、町本部福祉班員が担当します。福祉班員だけでは不足するときは、他班より応援を受けて配分を行います。配分にあたっては、孤立状態にある被災者、在宅避難者、応急仮設住宅等への避難者、所在が把握できる広域避難者にも配慮します。

必要な場合には、町は、主な生産者、卸売業者、大型小売業者等に対して、必要な物資等の保管・放出の要請を行うとともに、住民や町内の団体等に対して、応急救護や被災者救護のための物資等の供給を要請します。

また、町及び防災関係機関は、災害発生後の応急対策を迅速かつ的確に実施するため、食料、生活必需品等の確保を図ります。

□生活必需品の供給	災害対応マニュアル編 M3-10-05
◆物資配分場所	資料編 S3-10-15
◆物資供給対象者	資料編 S3-10-16

9 住宅対策

町は、被災建築物の応急危険度判定を要すると判断したときは、必要に応じて県から建築技術者等の派遣等の支援を受けながら、被災建築物応急危険度判定実施本部を設置し、被災建築物応急危険度判定士により被災建築物の応急危険度判定を実施します。宅地の被害についても、危険度判定の実施を決定した場合、対象区域及び宅地を定めるとともに、被災宅地危険度判定士の協力のもとに危険度判定を実施します。

町は、業界団体や関係団体に協力を求め、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けるなど、当面の日常生活が営み得ない状態であり、かつ自らの資力では応急修理をすることができない者に対し、公営住宅や仮設住宅の建設、また、住宅の応急修理や、障害物除去などの支援をします。支援対象世帯については、町本部が、民生児童委員、区長（被災地区区長）等の関係者の意見を参考に選定します。また、町は、災害発生後、災害復興住宅建設補修資金の債務保証をするか否かを速やかに決定します。

仮設住宅及び公営住宅を建設する場合、敷地は原則として町有地を使用します。また、町は、県と協力して、賃貸型応急住宅を含む応急仮設住宅の適切な運営管理に努めるとともに、管理運営への女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮します。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう連携に努めます。また、入居者の心のケアに努めるとともに、入居者によるコミュニティの形成及び運営を支援し、安心・安全の確保、孤独死や震災関連死、引きこもり等に防止に努めます。なお、入居者に対するアフターケアには第三者への入居者情報の提供が必要となりますが、この点についても事前に入居者の同意をとる等、十分に配慮します。

低所得世帯、ひとり親世帯、寡婦世帯において、住宅補修等のために資金を必要とする世帯に対しては、生活福祉資金の災害援護資金、母子父子寡婦福祉資金の住宅資金の融資や、災害援護資金の貸付など支援を行います。災害救助法が適用されない災害時で、生活保護世帯が被災した場合は、生活保護法に基づいて、家屋の修理等を行います。

町は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行います。

□応急住宅対策	災害対応マニュアル編 M3-10-06
□建築物等安全対策	災害対応マニュアル編 M3-10-07
□災害援護資金貸与	災害対応マニュアル編 M3-10-08
◆仮設住宅入居者条件	資料編 S3-10-17
◆仮設住宅設置予定箇所	資料編 S3-10-18
◆仮設住宅の建設と管理	資料編 S3-10-19

10 広域避難

町は、災害が発生するおそれがある場合又は災害発生により危険が急迫したとき、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議します。

国、県、町、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めます。国、指定行政機関、公共機関、県、町及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努めます。

1 1 広域一時滞在

町は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、町の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めます。

町は、指定避難所を指定する際に、併せて広域一時滞在の用にも供することについても定める等、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めます。

1 2 医療、救護活動

災害によって町内地域の医療機能が不足した場合や、医療機能が混乱した場合は、町内地域の医療関係者によって町本部医療チームを編成し、医療及び救護体制を確保します。医療チームの編成にあたっては、必要に応じ、保健所長に応援を求めます。

町は、医療関係機関と協力し、災害時・避難時の傷病人等の応急救護に備えて、医薬品の確保や医療及び助産体制の確保を図ります。

なお、大規模災害の発生に伴って広域かつ甚大な被害が発生した場合は、国、県、他市町村と連携し活動を行います。また、町は、県との連携のもと、必要に応じて医療関係機関又は政府本部に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）・災害支援ナース・災害派遣精神医療チーム（DPAT）・救護班（以下「災害派遣医療チーム（DMAT）」等）の派遣を要請します。さらに、必要な場合は、広域後方医療関係機関（厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人地域医療機能推進機構）に対し、区域外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請します。その場合、町は、関係機関と調整の上、広域搬送拠点を確保・運営するとともに、町内の医療機関から広域搬送拠点までの重症者等の輸送を行います。

□医療・救護活動	災害対応マニュアル編 M3-10-09
◆医療チームの編成(例)	資料編 S3-10-23
◆町内医療機関	資料編 S3-10-24
◆医療・救護の対象	資料編 S3-10-25
◆費用の基準	資料編 S3-10-26

1 3 保健活動・精神保健

災害時の生活環境の劣悪さや心身への負担の大きさは、心身双方の健康に変調を来す可能性が高く、被災者に対して公的な保健医療面での支援が不可欠であり、また精神障がい者の保護や災害によるショック、長期化する避難生活等による様々なストレスを抱え込む被災者の心のケア対策が必要となります。そのため、災害により被害を受けている住民等を対象に、県、関係機関と協力し、避難所の生活環境の整備や心身両面からの保健指導を実施するとともに、仮設住宅や一般家庭等住民全体に対しても、被災に伴う心身両面の健康状態の悪化を予防し、被災者自らが健康を回復、維持及び増進し、心身とも健康な生活が送れるよう支援します。

町は、保健活動方針を策定します。なお、災害の程度により必要と認めたときは、保健所、県の協力を得て、被災者の健康管理活動を行います。

町は、県と連携をとり、チームを編成し、被災地区ごと（地区は状況により決定）に協働して活動します。

町は、保健所との連携により、町内の精神保健に関するニーズを把握するとともに、被災住民への身近な精神保健対策を実施します。

1 4 学用品支給計画

災害により小中学校の児童・生徒が教科書や学用品を失った場合、町は、支給及びあっせんを行います。

学校教育班は、関係各班と連絡をとった上で、被災者台帳による被災程度区分に基づいて、被災児童・生徒と教科書の滅失状況について調査します。

県本部または県支部から学用品の確保を指示された場合、総務班は、学校教育班と連絡を取り、指示条件に従って、町地域内または隣接町村において速やかに確保（購入）します。

教科書や学用品は、それぞれの中学校、小学校が、総務班の要請により配分します。

□学用品の支給 災害対応マニュアル編 M3-10-10

◆災害救助法による学用品支給条件 資料編 S3-10-27

1 5 生業資金等貸与計画

福祉班は、被災者のうち生活困窮者に対する事業資金等の融資を希望する世帯に対して、社会福祉協議会と協議の上、その世帯の実情に即した資金の申し込みを指導します。また、災害救助法による生業資金の申し込みについては、社会福祉協議会、民生児童委員等の意見を聞いて、その順位を決定します。

1 6 被災者の救出及び遺体保護の計画

被災者の救出及び遺体の搜索は、総務班が県警察等の関係機関と連携し、必要な器具、器材を借り上げて実施します。直接の救出・搜索活動は、総務班の要請により、消防部員あるいは奉仕団員が担当します。また、町は、死亡者の迅速かつ効果的な身元確認を支援するため、県警察に協力します。

□遺体の保護・処理・埋火葬 災害対応マニュアル編 M3-10-11

◆災害救助法による被災者救出の実施基準 資料編 S3-10-28

◆遺体搜索要請時に明示する事項 資料編 S3-10-29

◆埋火葬の実施の留意点 資料編 S3-10-30

1 7 防疫、清掃計画

町は、被災地における環境衛生の保全を図るため、排出されたごみ、し尿、がれき等の災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」）等が円滑かつ迅速に収集・処理されるよう、国が定めた災害廃棄処理に係る指針に基づき、災害廃棄物処理計画を定めます。この計画では、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた

災害時の廃棄物の処理体制の確立、民間・周辺の地方公共団体との連携・協力による広域処理を含めた処分方法の確立と計画的な収集・運搬及び処理等について具体的に示します。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行います。また大規模災害により、町単独での災害廃棄物の処理が困難な場合は、県や国に代行処理を要請します。

町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行います。

ごみ、がれき等の災害廃棄物は、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うなど、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じます。また、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等周知に努めます。

防疫は、環境生活班と被災を免れた赤十字奉仕団の団員によって編成される防疫班が実施します。清掃は、環境生活班と奉仕団員によって編成される清掃班が担当し、し尿については、緊急を要する地区から順次実施し、処理場において適切に処理します。

また、町は、東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合、災害発生後に備えて、清掃並びに防疫に関し、必要な措置を講じます。

□防疫・保健衛生対策	災害対応マニュアル編	M3-10-12
□廃棄物・し尿処理対策	災害対応マニュアル編	M3-10-13
◆感染症予防委員の選任	資料編	S3-10-31
◆防疫班の編成	資料編	S3-10-32
◆鼠族昆虫等の駆除手順	資料編	S3-10-33
◆消毒方法の基準	資料編	S3-10-34
◆収集順序決定の留意点	資料編	S3-10-35
◆仮設トイレの設置手順	資料編	S3-10-36

18 防犯対策

県警察及び町は、東海地震に関する警戒宣言時の交通混雑及び犯罪発生を防止するため、判定会が招集された旨の通報を受けた場合は、早期に緊急体制を確立し、関係機関との緊密な連絡のもとに情報の収集に努め、犯罪の予防、混乱の防止、交通の確保等の警備活動を行います。

19 災害義援金品募集配分計画

大野町における義援金品の募集及び配分は、町本部が中心となり、社会福祉協議会、日本赤十字社、民生児童委員協議会、小中学校生徒、町内会が協力して実施します。募集にあたっては、被災世帯あるいは被災地域は除きます。義援金品は、町本部が中心になり関係機関各組織が協力して集積するとともに、おおむね防災会議で定められた基準に従って、できる限り迅速に配

分します。

※義援金品の募集は、通常、郡単位で実施します。ただし、隣接町村に全失50世帯以上の災害が発生したとき、または、町地域内に全失10世帯以上の災害が発生したときは、町単独で募集することができます。

□義援金品の募集・配分	災害対応マニュアル編 M3-10-14
◆義援金品の募集配分機関	資料編 S3-10-37
◆義援金品の配分基準	資料編 S3-10-38

20 愛玩動物対策

町は、日頃から実践的な訓練等を通じて、被災した動物の管理体制の整備に努めるとともに、獣医師会等の関係団体や動物愛護ボランティア等と協力し、飼い主不明または負傷した愛玩動物の保護、収容、救援等を行います。

また、飼い主とともに避難した愛玩動物については、その収容施設を、避難所隣接地に設置するとともに、関係団体等と協力し、愛玩動物の適正な飼養の指導等、動物の愛護及び生活環境の保全に努めます。

特定動物（クマ、ワニ等の危険な動物）が飼養施設から脱走した場合、町は、飼養者や関係機関等と連携し、必要な措置を講じます。

□愛玩動物対策	災害対応マニュアル編 M3-10-15
---------	---------------------

21 その他の保護計画

災害により人命並びに住家が被害を被り、町長が必要と認めた場合は、保護を実施します。

第11節 公益事業等の対策 (建設班)

1 ライフライン対策

電気、ガス、上下水道等のライフライン施設への被害は、住民の生活に大きな混乱を生じるだけでなく、その後の復旧活動や経済活動にも支障を来します。また、医療活動を実施するためには、これらの提供は不可欠であり、優先的に供給する必要があります。そのため、事業者間の広域的な支援体制の実施や復旧予定時期の目安を明示することによる民心の安定、防災関係機関や医療機関への優先的復旧などを図ります。

水道、電気、通信に関する事業を営む機関及びその監督指導機関は、東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合、災害応急対策及び住民等の防災行動の円滑な実施を推進するとともに、地震発生後に備え、迅速な応急復旧等が実施できるように必要な措置を講じます。

□ライフライン施設の応急対策	災害対応マニュアル編 M3-11-01
----------------	---------------------

第 1 2 節 公共施設対策 (関係各班)

1 道路

道路管理者は、災害発生後、緊急輸送道路を優先し速やかに道路パトロールを行い、道路及び交通の状況を把握します。町は、県や県警察、他の道路管理者と連携して、道路に関する情報を的確に把握し、救援・災害復旧体制の早期確立を図ります。

東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合、町は、他の道路管理者と相互に連携し、道路管理上必要な措置を講じます。また、地震発生後の道路の応急復旧を円滑に実施するため、必要に応じて、建設業者に対して出動準備態勢をとるように要請するとともに、建設業者、販売業者等の保有する仮設資材の在庫量を把握する等、資材の調達体制を整えます。また、現地調査に当たっては自転車やバイク等の多様な移動手段の活用を図ります。

2 河川

東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合、町は、他の河川管理者と相互に連携し、河川管理上必要な措置を講じます。また、地震発生後の河川の応急復旧を円滑に実施するため、必要に応じて、建設業者に対して出動準備態勢をとるように要請するとともに、水防用資器材の備蓄数量の確認や整備点検を行います。

3 庁舎等重要公共施設

災害が発生した場合、町は、必要に応じて、通信施設、公共施設（特に防災活動拠点となる公共施設）、避難場所に指定されている施設等の緊急点検・巡視等を実施し、当該建物の被災状況等の把握に努めます。

また、東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合、庁舎等重要な公共施設の管理者は、災害発生後に応急対策機能を万全に果たすことができるよう、自家発電装置・発電機、無線通信機器等の通信手段、緊急輸送車両等の整備点検を実施します。また、電算機、複写機、機械室、その他重要資機材の被災防止措置、飲料水の緊急貯水、出火防止措置、初期消火準備を行います。その他の公共施設の管理者は、必要に応じて、緊急点検、巡視等を実施するほか、施設・設備の被災防止措置を講じます。また、地震発生後に備え、応急復旧に必要な資機材等を確保する一方、必要に応じて、工事業者に対して出動準備態勢を整えるよう要請します。

4 工事中の建築物・施設等

東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合、工事中の建築物・施設等の管理者は、必要に応じて、工事の中断等の措置を講じます。

☐ その他公共施設等対策

災害対応マニュアル編 M3-12-01

第13節 文教対策 (学校教育班、子育て支援班)

1 学校等の休校措置

大災害が発生した場合や発生が予想される気象条件となった場合、各学校長は、学校教育班長と協議し、必要に応じて休校措置をとります。休校措置を決定したときは、直ちに町防災行政無線等によって児童・生徒に周知徹底します。児童・生徒が登校後、休校措置が決定され、児童・生徒を帰宅させる場合は、注意事項を充分徹底します。低学年児童については、教師が地区別に付き添って帰宅させます。なお、授業中止による下校指示については、学校周辺の地理的特性や外部要因を総合的に判断し、下校時の通行の安全性に配慮し、一時的な屋内退避などを含め決定します。

また、認定こども園等に関しては、大災害が発生した場合や発生が予想される気象条件となった場合、子育て支援班長と協議し、必要に応じて休園措置をとります。休園が決定したときは、直ちに町防災行政無線等によって各家庭に周知し、乳児・幼児を直接保護者へ引渡す等必要な措置をとります。

2 児童・生徒の安全確保・保護

災害発生時には、児童・生徒の安全を確保するため、学校の防災組織体制の役割分担により定められた職員が必要な対策を講じるとともに、適切な学校運営を図ります。

また、児童・生徒の保健指導を強化し、感染症発生の恐れがある場合、臨時に児童・生徒、幼児の健康診断を行う等、患者の早期発見と早期処置に努めます。

文教施設の経営者・管理者は、浸水等の被害を受けた場合には、速やかに清掃を行い、衛生管理と施設の保全に期するものとします。

3 応急教育の実施

災害に伴う被害によって、正規の教育活動等が困難な場合でも、できる限り速やかに応急教育の実施に努めます。公共交通の状況等によっては、オンライン授業の実施を検討します。また、応急教育等を実施する場合、給食もできる限り実施するように努めます。

- | | |
|-------------------|---------------------|
| □町立学校関係の対策 | 災害対応マニュアル編 M3-13-01 |
| □学校保健の対策 | 災害対応マニュアル編 M3-13-02 |
| ◆授業実施のための校舎等施設の確保 | 資料編 S3-13-01 |

第14節 道路交通計画 (総務班、総合政策班、建設班)

1 被害状況の把握・情報提供

町は、災害発生した場合、緊急輸送道路のパトロールを優先的に行うとともに、道路情報ネットワーク等により道路及び交通の状況を把握するものとします。

また町は、収集した災害発生箇所、内容、通行規制状況、う回路等の情報について、道路情報板、道路情報ネットワーク等により迅速かつ的確に道路利用者、防災関係機関等に情報提供を行うものとします。

2 発見者等の通報

災害による道路、橋梁等の交通施設（以下「道路施設」という。）の被害等により、通行が危険であり、または極めて混乱している状態を発見した者は、速やかに警察または町本部に通報します。通報を受けた町本部は、当該路線管理機関または当該地域を所管する警察関係機関に速やかに通報します。

3 交通規制の実施

町は、管理する道路施設に破損、決壊等の被害が発生し、若しくは発生するおそれがあり、道路施設の保全または交通の危険を防止するため必要があると認められる場合、道路の通行禁止または制限等の規制を実施します。

また、町は管理道路のうち、緊急輸送道路に指定される路線において、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として、運転者等に対し車両の移動等を指示します。また、運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行います。さらに、広域的な見地からネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保する必要があると、県が判断した場合、県からの指示に従い、車両等の移動を実施します。

災害応急対策を実施するために車両を使用するものは、県支部（総務班または警察班）に緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を申し出ます。交付された標章は、車両前面の見やすい箇所に掲示し、証明書は、当該車両に備え付けます。

4 報告等

規制を行った場合、町本部は、県支部土木班に報告するとともに、県支部警察班に通知連絡します。

5 交通マネジメント

国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所は、応急復旧時に、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、渋滞緩和や交通量抑制などの交通システムマネジメント及び交通需要マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「岐阜県災害時交通マネジメント検討会（以下、「検討会」という。）」を組織します。

県は、町の要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、国土交通省中部地方整備局岐阜

国道事務所に検討会の開催を要請することができます。

※ 交通システムマネジメント：道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組

※ 交通需要マネジメント：自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組

第 15 節 輸送計画 (総務班)

1 輸送種別

町本部が実施する災害輸送は、道路交通が可能な限り自動車輸送を利用しますが、道路途絶時は船艇、人力等による適切な方法によって行います。一般交通途絶時で長距離輸送を必要とし、他に適当な方法がない等の場合は、県支部総務班を通じ、県本部に対して自衛隊（ヘリコプター等）の災害派遣を依頼し、他機関の応援を得て、空中輸送等の方法で実施します。

2 輸送の確保

町本部各班は、災害輸送のために自動車、船艇等の借上等が必要な場合、本部連絡員室に輸送区間または借上期間、輸送量または車両の台数、集合場所及び日時を明示して車両確保（借上）等の要請を行います。

車両確保等の要請を受けた本部連絡員室は、総務部に連絡して町本部保有車両の活動状況等を総合的に掌握し、輸送の効率的な確保方法、輸送の優先順位を決定します。

また、町は、東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合、緊急輸送の実施は必要最小限にとどめる一方で、災害応急対策実施要員、災害応急対策の実施に必要な物資及び資機材、その他必要な人員及び物資、緊急輸送手段（車両等）の確保を図ります。

なお、大規模災害の発生に伴って広域かつ甚大な被害が発生した場合は、国、県（危機管理部、商工労働部、農政部、県土整備部、都市建築部）、他市町村と連携し活動を行います。

3 輸送手段の確保方法

災害輸送のための自動車の確保については、総務部が、①町本部所属車両、②農業協同組合等公共的団体所有の車両、③民間会社等その他の車両、の順位により借上等を実施します。

県（危機管理部、商工労働部、農政部、県土整備部、都市建築部）及び町は、被災地内の道路の交通混乱を避けるため、被災地内の指定避難所等へのアクセス、道路の被害状況、並びに予想される輸送物資の種類及び量等を勘案し、被災地周辺の公的施設のうちから物資の広域物資輸送拠点等を確保し、被災地内の道路交通の混乱が解消されるまでの間設置します。

一般交通途絶等に伴い緊急に空中輸送が必要な場合、町本部各班は、本部連絡員室に輸送条件を明示して空中輸送の要求を行います。総務部は、本部連絡員室の指示に基づいて、県支部総務班に県防災ヘリコプターの災害応援または自衛隊による空中輸送を依頼します。ヘリコプ

ター緊急離着陸場を有する公的施設に物資を搬送し、ここを広域物資輸送拠点等とします。

車両等による輸送が不可能な場合等については、町本部班員（消防団を含む）、奉仕団等の人力によって直接輸送を行います。輸送要員の動員等については、それぞれの計画で定めます。

- | | |
|----------------|--------------|
| ◆ヘリコプター発着場選定基準 | 資料編 S3-15-01 |
| ◆ヘリコプター離着陸場の表示 | 資料編 S3-15-02 |
| ◆発着可能臨時ヘリポート | 資料編 S3-15-03 |

4 物資の引継ぎ等

災害輸送にあたっては、輸送責任者を定めて車両等に同乗または同行させる等、的確な輸送に努めます。また、引継ぎにあたっては、物資等の授受を明らかにします。

- | | |
|--|---------------------|
| ☐ 災害輸送計画 | 災害対応マニュアル編 M3-15-01 |
| ☐ 防災ヘリコプターの活用計画 | 災害対応マニュアル編 M3-15-02 |

第16節 要配慮者・避難行動要支援者対策

第1項 在宅の避難行動要支援者対策 (福祉班、子育て支援班)

1 避難行動要支援者への対応

町は、災害時には、避難行動要支援者本人や避難支援等を実施する者の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努めます。避難誘導、指定避難所等での生活環境、応急仮設住宅の提供に当たっては、要配慮者に十分配慮し、特に指定避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めます。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮します。

※避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要と認めるときは、本人の同意を得ず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿を提供することができる。

- | | |
|----------------------|--------------|
| ◆避難行動要支援者名簿の作成に関する事項 | 資料編 S3-16-01 |
| ◆在宅の避難行動要支援者対策 | 資料編 S3-16-02 |

2 避難行動要支援者の避難誘導

町は、消防機関や警察と連携し、予め定めた避難行動要支援者支援計画に従って、地域住民が避難行動要支援者とともに避難するよう配慮します。住民等は、地域の避難行動要支援者の避難誘導について、自主防災組織の避難行動要支援者担当班を中心に地域ぐるみで協力支援します。また、町は、避難行動要支援者を支援するため、できるだけきめ細やかな対策を講じます。

3 避難所における対応

避難所等においては、要配慮者等が必要とする支援を時系列で把握するとともに、要配慮者

等のニーズに応じた救援、救護を行います。特に、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行うとともに、必要に応じて、福祉事業者、手話通訳者、NPO・ボランティア等の協力を得て、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を計画的に実施します。これらに加えて、必要に応じ、避難行動要支援者、障がい者、人工透析及び難病患者等の状況に十分に配慮して各種対策を講じます。

4 福祉避難所等の開設

避難所において、特に長期避難が必要な事態となった場合、特別の介護を必要とし、一般の避難者との生活が困難な者に対応するため、各避難所内に避難行動要支援者用区画や避難行動要支援者向け相談所を設けるとともに、状況に応じて、福祉避難所を開設します。同時に、必要なスタッフ、ボランティア等生活支援のための人材を確保します。

指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、指定外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設します。

5 要配慮者・避難行動要支援者向け仮設住宅の提供、優先入居

応急仮設住宅への受け入れにあたっては、要配慮者・避難行動要支援者の優先的入居を行う等、十分に配慮するとともに、ファックス、伝言板、障がい者仕様トイレ等必要な設備を整備します。また、避難行動要支援者向けの応急仮設住宅の設置等に努めます。

□避難行動要支援者対策

災害対応マニュアル編 M3-16-01

第2項 社会福祉施設の対策 (福祉班)

1 入所者の保護

災害の程度、種別等に応じて避難場所を選定しておくとともに、あらかじめ定めた避難誘導方法等に従って、速やかに入所者の安全を確保します。避難にあたっては、できるだけ施設近隣住民の協力を求め、迅速な避難に努めます。

その他の社会福祉施設においては、入所者を安全な場所で一時的に保護する等、実情に応じた措置をとります。

2 負傷者等の救出、応急手当等

入所者が被災した場合は、負傷者の救出、応急手当等必要な措置をとるとともに、必要に応じて消防機関に応援を要請します。医療その他の救助を必要とする場合は、町本部、県支部総務班に連絡・要請します。

3 施設・設備、施設職員等の確保

施設管理者は、県、町等の協力を得て、被災した施設・設備の機能回復を図るとともに、入所可能な場所を応急に確保します。災害により職員に事故があった場合や、入所者数の増加に

よって職員等のマンパワーが不足する場合は、不足の程度等を把握した上で、町本部、県支部総務班に連絡して応援を要請します。

4 食料や生活必需物資の確保

入所施設においては、食料や生活必需物資に不足が生じた場合、買い出し等により速やかに確保し、入所者の日常生活の維持に努めます。食料・物資等が確保できない時は、不足が予想される物資等の内容や程度を把握した上で、町本部、県支部総務班に連絡して支援を要請します。

5 健康管理、メンタルケア

入所者だけでなく、施設職員等の健康管理（特にメンタルケア）にも十分配慮します。

6 被災者の受入れ（二次避難所）

被災を免れた施設や被災地に隣接する地域の施設では、入所者の処遇を確保した後、余裕スペース等を活用して一定程度の被災者の受入れを行います。被災者の受入れにあたっては、要介護者等、援護の必要性の高い者を優先します。

第3項 その他の対策 (総務班)

1 帰宅困難者対策

町は、大規模災害に伴って帰宅困難者が発生する可能性がある場合、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報に努め、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、一時滞在施設の確保や避難所の設置、避難所への誘導、情報提供等の支援対策を講じます。

2 外国人対策

避難所等で必要な場合は、財団法人岐阜県国際交流センター等の協力を得て通訳ボランティアを手配します。通訳ボランティアは、負傷者の応急手当等の際の通訳や町が実施する各種応急対策の内容の説明、その他被災外国人の意思の伝達を支援します。

また、県と連携し、テレビ・ラジオ等の外国語放送や多言語によるインターネットなどを通じた正確な情報を伝達するなど、外国人に対し、避難所や物資支給等の必要な情報が欠如、混乱することがないように努めます。

第１７節 原子力災害対策 (総務班、総合政策班、環境生活班、保健センター班)

１ 迅速な災害応急活動体制の確立

町は、原子力災害が発生した場合、速やかに職員の非常招集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置等必要な体制をとり、県と緊密な連携を図りながら状況把握に努めます。応急対策を実施する場合は、国・県等から派遣された専門家の技術的助言を踏まえて行います。町長は、応急措置実施のために必要であると判断した場合は、県知事に対し、自衛隊の派遣要請をするよう求めます。なお、新型コロナウイルス感染症対策については、県の定める「原子力災害時における新型コロナウイルス感染症対策要領」等に基づき実施します。

２ 防災業務関係者の安全確保

町は、被ばく又は汚染の可能性のある環境下で活動が必要となった場合、災害対策本部等と現場指揮者等との連携を密にし、防災業務関係者の適切な被ばく管理を行います。被ばく管理にあたっては、担当要員を置くとともに、国の緊急時医療本部及び高度被ばく医療支援センターの専門派遣チームと緊密に連携します。また、被ばくの可能性のある環境下で活動する防災業務関係者に対しては、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計等の装着、安定ヨウ素剤の整備等、必要な措置を指示します。活動の際に用いる防護資機材が不足する可能性がある場合は、県に対して、防災資機材の調達を要請します。

３ 緊急時モニタリング、避難退域時検査、緊急輸送等の活動の支援

町は、県、国、関係機関等が実施する緊急時モニタリングが円滑に行われるよう、必要な情報の提供、要員の移送手段の提供等に協力します。また、安定ヨウ素剤の配布・服用指示、避難退域時検査等、原子力災害医療活動が円滑にできるよう、協力体制の整備に努めます。

また、原子力災害時の避難者、専門家、モニタリング要員、原子力災害医療活動要員、必須の資機材や飲食物の搬送等を円滑に実施するため、町、国、県、消防機関、その他防災関係機関は、緊急輸送ならびにその支援のための活動を行います。町は、県や関係機関と連携するとともに、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送活動を実施します。

４ 交通の確保対策の実施

町は、把握した被災状況等に基づき、町が管理する道路について、公安委員会及び県警察と連携して通行禁止等必要な措置をとります。

５ 原子力災害時の屋内退避・避難

町は、県と連携し、緊急時モニタリング結果、指針の指標（計測可能な判断基準：OIL）、及び原子力施設の状況等を踏まえた国の判断、指示に基づき、屋内退避、避難等の防護活動を行うことを基本とします。

ただし、国からの指示がない場合であっても、県が初動時の速やかな対応が必要と判断した場合、町は、県の指示に基づき、初動時の予防的対応（屋内退避等）を行います。

住民等の避難が必要となった場合、広域避難方針に基づき、連携して受入市町村の候補を選定し、当該受入市町村と調整を図ったうえで避難先を決定します。また、県外への避難が必要となった場合には、広域避難方針に基づき対応するとともに、中部9県1市相互応援協定、県外都市との災害時相互応援協定等を活用する他、国・県等に対し支援を要請し、避難先を決定します。避難は、自家用車等による避難を原則とします。自家用車等による避難が困難な場合は、町等が所有する車両や町・県が支援要請した公共輸送機関で避難します。町は、県と協力し、住民等に対し、避難先、避難経路所、避難経路等を周知のうえ、避難誘導を実施するとともに、戸別訪問、避難所における確認等の方法により住民等の避難状況を確認します。庁舎が避難対象地域に含まれる場合は、受入市町村の協力により、行政拠点の緊急的な移転場所を受入市町村内に開設します。また、安定ヨウ素剤が避難に当たって必要となる場合は、県との連携のもと、原子力災害対策指針等を踏まえ、避難者に対して安定ヨウ素剤の服用の効果、服用対象者、禁止事項等について説明するとともに、安定ヨウ素剤の配布準備を行います。

県は、避難退域時検査場所の所在、災害の概要、その他避難に役立つ情報の提供を行います。

◆原子力災害対策指針の指標 資料編 S3-17-02

◆国の原子力災害対策本部による避難の判断の流れ 資料編 S3-17-03

6 安定ヨウ素剤の配布及び服用

緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、原則として、国が原子力施設の状況や緊急時モニタリング結果等を勘案し、避難と併せた防護措置として、その必要性を判断し、国の原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示することとされています。

国の原子力災害対策本部の指示に基づき、県から町に対し、安定ヨウ素剤の配布及び服用の指示があった場合は、住民等に対し、原則として医師の関与のもとで、配布・服用を支持します。

なお、安定ヨウ素剤の服用の対象年齢、事前配布の要否、医療従事者立会いの考え方については、「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」（原子力規制庁 令和3年7月21日一部改正）によるものとします。

7 放射性物質による汚染除去及び飲食物摂取制限等

町は、原子力災害対策指針（OIL）の指標の値や食品衛生法上の基準等を踏まえた国・県の指導・助言に基づき、汚染水源の使用禁止、汚染飲食物の摂取制限・禁止等、必要な措置を講じます。また、県から農林畜水産物等の採取及び出荷制限措置があった場合は協力するとともに、その内容について、生産者及び住民等への周知徹底・注意喚起に努めます。飲食物の摂取制限・禁止措置が実施され、各家庭の備蓄食品・飲料水等だけでは不足すると判断される場合は、応急措置を講じ、関係住民に食料の提供や給水を行います。

8 災害情報等の提供、広報

広報にあたっては、周辺住民のニーズを十分に把握するとともに、要配慮者や一時滞在者等に配慮して実施します。広報車、防災行政無線、Lアラート（災害情報共有システム）、インターネット等のあらゆる情報伝達手段を複合的に活用し、原子力災害の状況（事故の状況や緊急時モニタリング結果等）、避難情報、緊急時の留意事項、安否情報、医療機関などの情報、農林畜水産物の安全性の確認の状況、各機関が講じている施策に関する情報、交通規制等、住民等に

役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供します。

また、放射性物質や放射線の影響は五感に感じられない等、原子力災害の特殊性を勘案して迅速かつ的確な情報提供・広報を行うことにより、住民等の心理的動揺や混乱、異常事態による影響を軽減するとともに、流言飛語を防止します。

情報提供にあたっては、国や県と連携し、情報の発信元を明確にするとともに、情報の一元化を図ります。専門用語や曖昧表現は避け、住民等が理解しやすい広報に配慮するとともに、利用可能な様々な情報伝達手段を活用して定期的に繰り返し情報提供を行い、情報の空白時間がないように努めます。また、速やかな情報提供に努め、得られている情報と得られていない情報を明確に区別して説明します。

9 各種相談の実施

町は、原子力災害等に関する多様な照会や相談に対応するため、「災害関連総合相談窓口」を設置して人員を配置するとともに、災害広報部門と連携して、効果的な情報提供、相談業務等に努めます。

10 町内における核燃料物質等の運搬中の事故への対応

輸送に係る事業者等は、核燃料物質等の運搬中の事故が発生した場合は、速やかに県に通報します。県は、その内容を大野町等、関係機関に通知します。また、当該事故に伴い特定事象に該当するに至った場合、輸送に係る事業者等の防災管理者は、特定事象発見後又は発見の通報を受けた後、直ちにその旨を国、県、事故発生場所を管轄する市町村、警察、消防機関など関係機関に文書により通報し、主要な機関に対してはその着信を確認します。加えて、輸送に係る事業者等は、直ちに、携行した防災資機材を用いて立入制限区域の設定、汚染・漏えいの拡大防止対策、遮へい対策、モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置を的確かつ迅速に行うことにより、原子力災害の発生の防止を図るものとし、さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ、他の原子力事業者に要員及び資機材の派遣要請を行います。

町は、県と相互に協力して事故の状況把握に努めるとともに、国の主体的な指導のもと、関係機関と連携して、事故現場周辺の住民等の避難の指示等必要な措置を講じます。

事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、輸送に係る事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施します。

事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、その状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、輸送に係る事業者等と協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施します。